(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
和歌山県西牟婁郡白浜町椿字小浦一〇八一番三から同町椿字伊勢ケ谷五九一番一まで	前	一二・八〇～六一・五〇メートル	〇・三四七キロメートル
	後	二五・四〇～七一・九〇メートル	〇・三四七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十九日　中国地方整備局長　尾藤　勇

一　施行者の名称　広島県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年中国地方整備局告示第八十八号東広島都市計画道路事業三・三・八号吉行飯田線
三　事業施行期間　自平成二十一年八月二十八日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成二十一年中国地方整備局告示第八十八号の事業地のうち広島県東広島市西条町寺家字狐川地内において事業地を変更する。
使用の部分　変更なし

○中国地方整備局告示第百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十九日　中国地方整備局長　尾藤　勇

一　施行者の名称　広島県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年中国地方整備局告示第九号竹原都市計画道路事業三・五・〇七号忠海中央線、七・六・四号中町線、三・五・十三号栄町大川線
三　事業施行期間　自平成二十一年二月六日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○中国地方整備局告示第百九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岩国市守内字天疫神一番一から同市瓦谷字岩屋二六五番一まで	前	一〇・〇〇～四五・〇〇メートル	一・九〇〇キロメートル
	後	一〇・〇〇～四五・〇〇メートル	一・九〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第二百号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日　中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	岩国市守内字岩の本一〇〇番一から同市守内字西垣内二六七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月十九日

○四国地方整備局告示第八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日　四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十六号及び三百二十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
愛媛県南宇和郡愛南町増田四二七八番から同町増田五四八七番まで	前	九・三六～三六・五六メートル	一・四〇四キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 A	九・三六～三六・五六メートル	一・四〇四キロメートル	
	後 B	一二・五〇～六二・一〇メートル	一・〇八七キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日　四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百九十六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
今治市山路字下平五八九番一から同市長沢字宮ノ前甲三七二番一まで	前	A 一九・〇〇～一四二・五五メートル B・C 二二・四〇～二五八・〇〇メートル D 一九・〇〇～一四二・五五メートル	九・五五〇キロメートル 六・九三八キロメートル 九・五五〇キロメートル	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B・C・D 二二・四〇～二五八・〇〇メートル E 二二・四〇～二五八・〇〇メートル	六・九三八キロメートル 八・三五七キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日　四国地方整備局長　三浦　真紀